

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第59号

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程（2019年4月1日規程第1号）の一部を次のように改正する。

（改正前）		（改正後）	
（法人本部）			
第7条 法人本部に、次の組織を置く。			
課	係		
内部 監査 室			
広報 室			
経営 管理 課	総務係 財務係 企画係		総務係 _____
第8条～第11条 （略）			
（大学の業務執行組織）			
第12条 大学の業務を執行するため、事務局、図書館及びいちかん看護開発センターを置く。			
2 事務局に、次の組織を置く。			
課	係又は係に相当する室		
経営 管理 課	総務係 財務係 企画係 図書館		_____
教務 学生 課	教務学生係 キャリア支援 室 保健係		
附 則 （略）		附 則	
		この規程は、 <u>2025年4月1日から施行する。</u>	